

申請から給付・支給までの流れ

申請期限は平成21年9月24日(木)まで

申請書に必要事項を記入し必要書類を添付して、同封された返信用封筒で返送ください。
※なお、市民会館1階会議室・各支所・川口駅前行政センターでも申請書の受け付けをしています。



各世帯の指定口座に振り込み

市役所に返送されてきた申請書の内容が確認でき次第、指定口座に振り込みます。



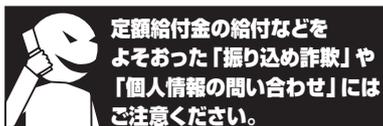
緑色の封筒：定額給付金の申請書
黄色の封筒：定額給付金と子育て応援特別手当の申請書

市では、定額給付金と子育て応援特別手当の申請書を郵送し、申請受付を開始しました。

届いてますか？申請用紙 「定額給付金」と 「子育て応援特別手当」

	定額給付金	子育て応援特別手当
目的	景気後退下での生活支援のための給付	多子世帯への子育て支援のための支給
基準日	平成21年2月1日において	
給付(支給)対象のかた	・住民基本台帳に記録されているかた ・外国人登録原票に登録されているかた (短期滞在のかた・在留資格がないかたは除く)	18歳以下の子が2人以上いて、そのうち第2子以降の子が、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの生まれであること
給付(支給)額	・1人につき12,000円 ・18歳以下のかたと65歳以上のかた 1人につき20,000円 (この給付金は非課税所得です)	・該当となる第2子以降の子は 1人につき36,000円 (この手当を一時所得と合計して、50万円を超えるときは、申告が必要です)
受給されるかた	そのかたの属する世帯の世帯主	その子の属する世帯の世帯主
給付(支給)方法	郵送申請方式の口座振込が原則 ※振込先口座を「ゆうちょ銀行」に指定したかたは、振り込みに約1カ月程度かかります	
申請期限	平成21年9月24日(木) 到着分まで	
その他	本人確認ができる書類は、保険証などのコピーでも可能です	

問い合わせ…
定額給付金事業事務局
☎256-8740



お買物は私の街で川口で

対象のかた	・市内在住で、埼玉県後期高齢者医療の被保険者のかた ・保険料を完納しているかた、完納見込みのかた		
実施期間	・4月1日(水)から平成22年3月31日(水)まで		
自己負担額	1,050円(1割相当額)	助成額	9,450円
申込方法	・指定医療機関の窓口で、後期高齢者医療被保険者証を提示して、受診日を予約してください		
検診内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歯の状態検査 ・う蝕(むし歯)活動検査 ・唾液緩衝能検査 ・唾液量検査 ・口臭検査 ・唾液潜血検査 ・口腔内軟組織検査 		
利用回数	・年度内に1回限りです ・ほかの制度で、受診しているかたは対象になりません		



後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入している市民のかたが、歯科ドック検診を受けた場合、検診料の一部を市独自の事業で助成します。

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入のみなさんへ
**歯科ドック検診料
助成事業が始まります**

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎259-7653